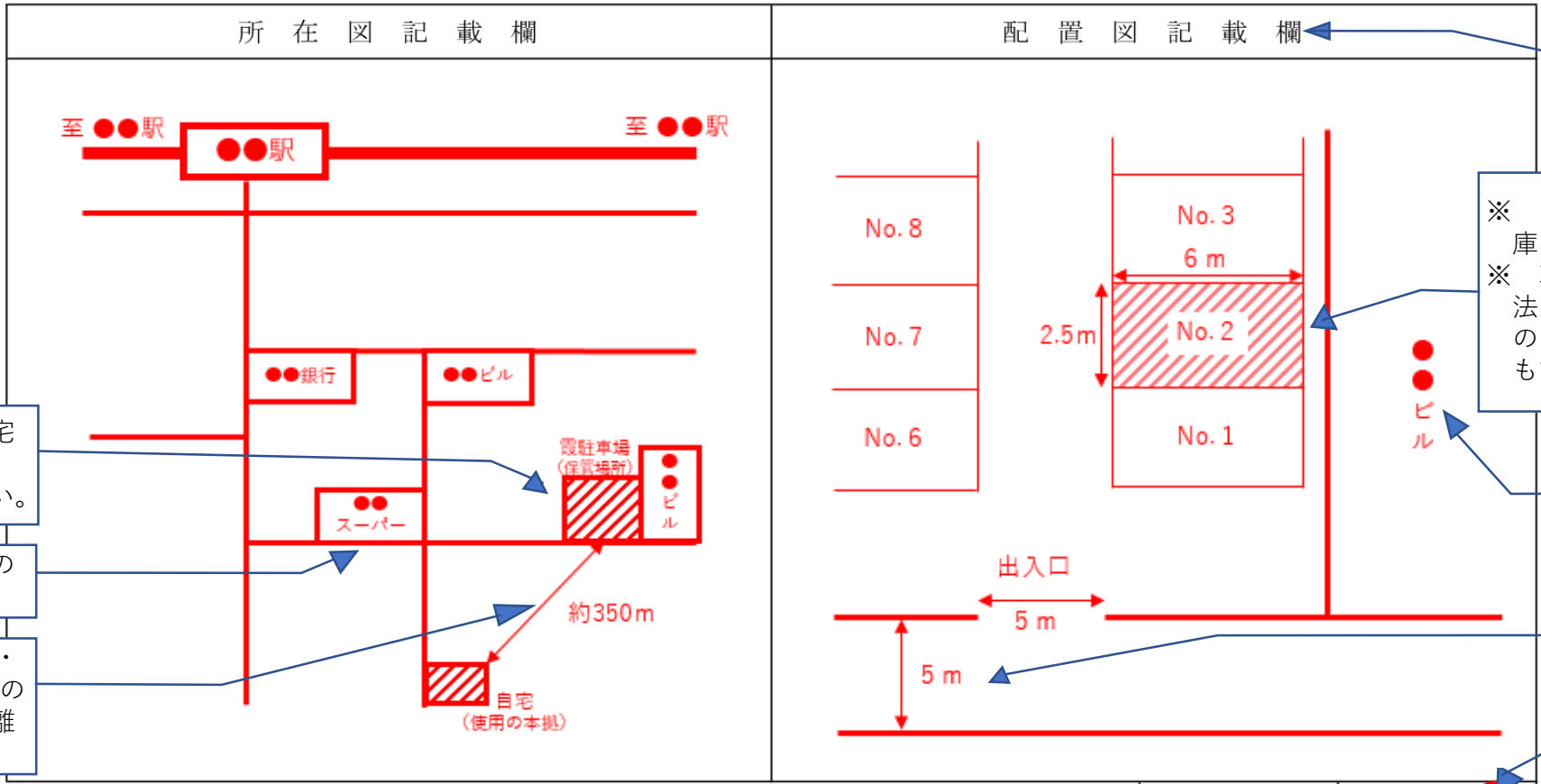


【保管場所の所在図・配置図】の記載例

- 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う
- 自宅の車庫を保管場所とする2台の届出を同時に行うといった、場所の表示（○市×町△丁目□番◎号）が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に行う場合には、所在図・配置図は1通の提出で足りります。



使用の本拠の位置（自宅等）及び保管場所（車庫）の位置を明記してください。

目標となる建物や付近の道路を明記してください。

使用の本拠の位置(自宅・事業所等)と車庫の位置との間を直線で結び、その距離を記載してください。

配置図は省略できません（上記の場合を除く。）。

※ 自宅の場合は、敷地を記載し車庫を明示してください。
 ※ 車庫は、奥行き、幅の平面の寸法を記載してください。高さ制限のある駐車場については、高さも記載してください。

周囲の建物や空地、道路を明記してください。

道路の幅員を明記してください。

シャッターの有無 有 ・ **無**

保管場所にシャッター等の遮蔽物が
 ○ 設置されている場合 → 「有」
 ○ 設置されていない場合 → 「無」
 に○印をつけてください。

留意事項

- 使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、保管場所が旧自動車の保管場所である場合又は使用の本拠の位置が保管場所と同一である場合には、所在図を省略することができます。
- 「自動車の本拠の位置」と「自動車の保管場所の位置」が同一の場合も「所在図」の記載を省略することができます。